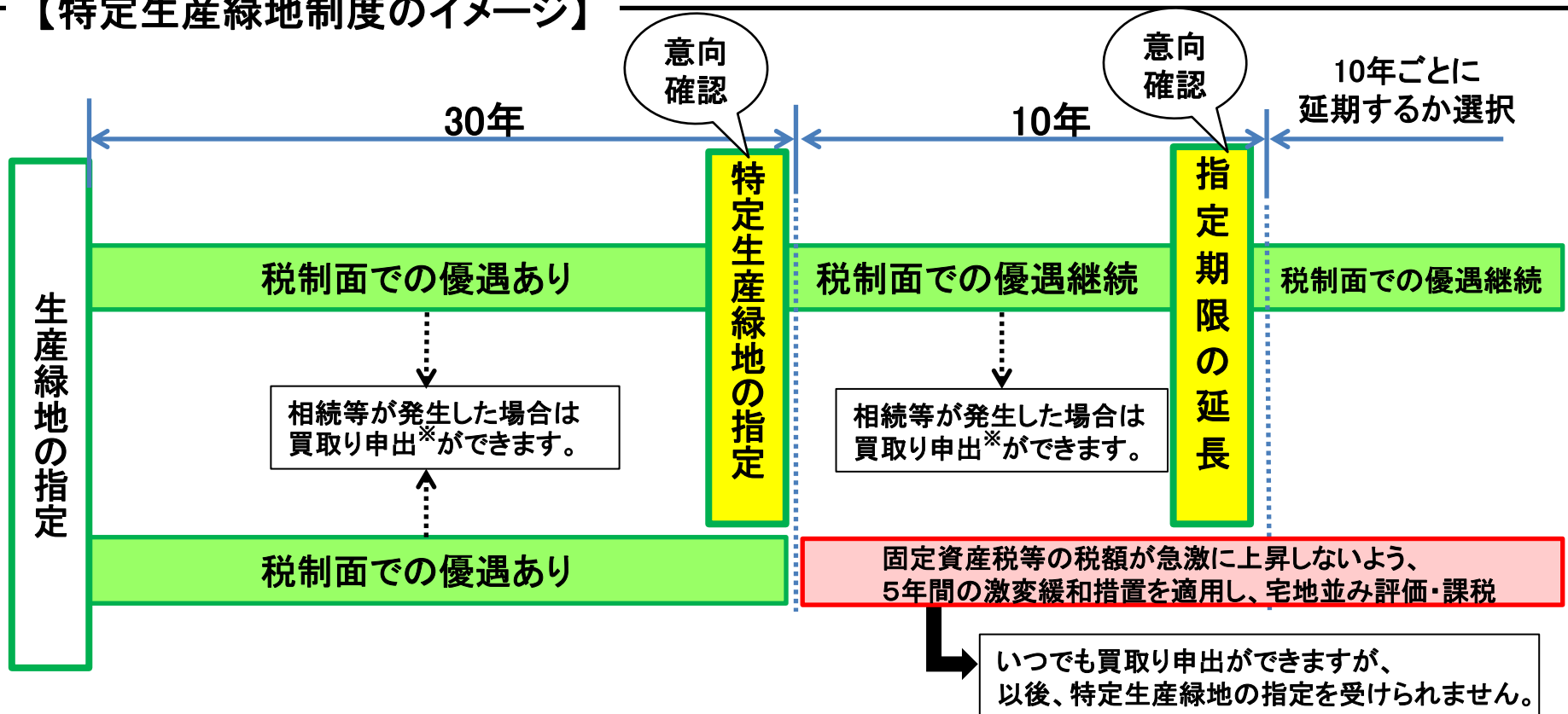


特定生産緑地制度のイメージ図

- ・生産緑地の所有者等の意向を確認し、市町村は今ある生産緑地を特定生産緑地として指定できます。
- ・指定された場合、制限なく買取り申出ができる時期は「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期されます。
- ・10年経過後は、改めて所有者等の方に意向を確認した上で、繰り返し10年の延長ができます。

【特定生産緑地制度のイメージ】



※主たる農業従事者が死亡や農業に従事することが不可能な故障に至った場合、市長に生産緑地を買い取るよう申出ができます。